

権利の主体としての子ども観へ ～改正「児童福祉法」を学ぼう～

第2回 学習会

わが国の児童福祉の基本である「児童福祉法」は、戦後、困窮する子どもの保護、救済とともに、次代を担う子どもの健全な育成を図るため、その後の我が国の社会福祉法制の先駆けとして、昭和22（1947）年に制定されました。その後、社会のニーズに合わせて部分的な改正を繰り返しながら現在に至っています。

その児童福祉法が70年を経た本年5月、国連「子どもの権利条約」の精神をふまえ、子どもが「権利の主体」として、「意見の尊重」「最善の利益」を考慮することが明記され、画期的なものに大きく改正されました。

前回の講座では「子どもの権利条約」と児童福祉法の関係性について学び、日本語訳の問題やそれが示す日本の子ども福祉のあり方について、課題を共有しました。

第2回目の今回は、弁護士の小坂先生をお迎えして、法律家の立場からの読み解きも含めて、これからの子どもたちの環境に必要なことを学習していきます。子どもに関わる活動をしていらっしゃる方や、この問題に関心をお持ちの方、ぜひご参加下さい。

●日 時：2016年12月23日（祝・金）15:00～18:00

●講 師：淵上 継雄さん（元西南学院大学教授、もしもしキモチ代表理事）

小坂 昌司さん（弁護士 そだちの樹）

●会 場：福岡市健康づくりサポートセンター あいれふ 9F 研修室A

●定 員：20名

●参加費：500円

●主 催：認定特定非営利活動法人チャイルドライン「もしもしキモチ」

▼お問合せ：認定特定非営利活動法人チャイルドライン「もしもしキモチ」

TEL・FAX：092-734-1540 e-mail：kimochi2@coral.ocn.ne.jp

<http://kimochi2.jp/>

▼お申込み：参加を希望される方は、FAX又はメールで、事務局宛てお申込み下さい。



---申込み用紙---

改正「児童福祉法」を学ぼう2
Fax : 092-734-1540

(ふりがな) お名前	()
ご住所	〒
連絡先	TEL / FAX /
	E-mail /
ご所属	
お問い合わせ・申込先	認定特定非営利活動法人チャイルドライン「もしもしキモチ」 TEL&FAX 092-734-1540 E-Mail : kimochi2@coral.ocn.ne.jp



※メールでお申込みの方は、件名に「改正児童福祉法を学ぼう2 申し込み」とご記入下さい。

携帯メールの方は必ず受信許可設定をお願いします。